

鎌ヶ谷市からの 重要なお知らせ



8/17（月）から 災害ごみの受付開始

令和8年8月13日の大雨により発生した災害ごみの排出方法についてのお知らせ

市では、皆様の一日も早い生活の再建を支援するため、大雨の被害により一般家庭で発生した災害ごみについて、**処分費用（廃棄物処理手数料）を免除し、無料で回収します**

<対象となるごみ>

令和8年8月13日の大雨による「床上浸水」で一般家庭から発生した災害ごみに該当するもの

<注意>

通常の生活で出たごみ、事業所、倉庫など非住家から出たごみは、免除の対象となりません

◎排出方法

事前に、クリーン推進課（445-1223）にご連絡のうえ、ご自宅の前に排出してください。

なお、ご自身でクリーンセンターしらさぎに持ち込む場合は、事前にクリーン推進課（市役所1階）で「一般廃棄物処分願」をもらい、持ち込むと無料で処分できます。

◎クリーンセンターしらさぎへの持ち込み時間

平日 8:30～12:00 13:00～16:00

土曜日 8:30～12:00

※8/15（土）のみ

8:30～12:00 13:00～16:00 で受け付けます

【問い合わせ】

鎌ヶ谷市クリーン推進課 TEL 047-445-1223